

令和 6 年度
(2 0 2 4 年度)

秦野市財政援助団体等
監 査 結 果 報 告 書

秦野市監査委員



F No. 0 ・ 8 ・ 1 (A)

令和 7 年 3 月 2 7 日

秦野市長 様

秦野市監査委員 宮 村 慶 和

秦野市監査委員 田 中 紀 光

秦野市監査委員 今 井 実

令和 6 年度秦野市財政援助団体等監査結果報告書について（提出）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、令和 6 年度秦野市財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、別添のとおり報告書を提出します。

目 次

第1 監査の概要

1 監査の種類	1
2 監査の対象となるもの	1
3 令和6年度における監査対象	1
(1) 財政援助団体	1
(2) 出資団体	2
4 監査の期間	2
5 監査の目的及び着眼点	2
(1) 財政援助団体	2
(2) 出資団体	3
6 監査の方法	3
7 監査の結果	4

第2 監査対象財政援助団体の概要

1 秦野市から交付される補助金の概要	5
(1) 放課後児童健全育成推進事業費補助金	5
(2) 子どもの居場所運営事業費補助金	6
2 補助対象となった学童保育教室の概要	8
3 補助対象となった子どもの居場所の概要	12

第3 事業者単位での評価と意見

1 放課後児童健全育成推進事業費補助金交付団体	14
(1) 事業者A	14
(2) 事業者B	16
(3) 事業者C	17
(4) 事業者D	18
(5) 事業者E	19
(6) 事業者F	19
(7) 事業者G	20
2 子どもの居場所運営事業費補助金交付団体	20
(1) 事業者a	20
(2) 事業者b	21

(3) 事業者 c	21
(4) 事業者 d	21
3 総括的意見	21
(1) 放課後児童健全育成推進事業費補助金	21
(2) 子どもの居場所運営事業費補助金	22

令和6年度秦野市財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体及び出資団体の監査

2 監査の対象となるもの

- (1) 普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの
- (2) 普通地方公共団体が出資しているもので、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人
- (3) 普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの
- (4) 当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託の受託者
- (5) 当該普通地方公共団体が地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの

3 令和6年度における監査対象

(1) 財政援助団体

前記2(1)に該当するものの中から、令和5年度において次の二つの補助金の交付を受けたものを監査の対象として選定しました。

ア 秦野市放課後児童健全育成推進事業費補助金

No.	教室名	運営事業者名
1	アカデミー秦野学童クラブ	AI フロント株式会社
2	Colors 学童保育第1教室	社会福祉法人寿徳会
3	Colors 学童保育第2教室	〃
4	学童保育さくら	有限会社サクラ
5	学童保育でんでん第1教室	NPO 法人かたつむり
6	学童保育でんでん第2教室	〃
7	学童保育でんでん第3教室	〃
8	学童保育でんでん第4教室	〃

No.	教室名	運営事業者名
9	学童保育でんでん第5教室	〃
10	学童保育でんでん第6教室	〃
11	学童保育にじいろ	個人
12	学童保育はだのキッズ第1教室	NPO 法人はだのキッズ
13	学童保育はだのキッズ第2教室	〃
14	学童保育はだのキッズ第3教室	〃
15	学童保育はだのキッズ第4教室	〃
16	学童保育はだのキッズ第5教室	〃
17	学童保育はだのキッズ第6教室	〃
18	学童保育はだのキッズ鶴巻教室	〃
19	学童保育ハレノヒ	社会福祉法人 UNITED FAMILY

(50 音順)

イ 秦野市子どもの居場所運営事業費補助金

No.	名 称
1	たまりば
2	V I V A
3	みんなの食堂☆つるまき
4	みんなの食堂☆広畑

(50 音順)

(2) 出資団体

前記 2 (2) に該当するものの中から、秦野市土地開発公社を監査の対象として選定しました。

4 監査の期間

令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 2 月 20 日までの間

5 監査の目的及び着眼点

(1) 財政援助団体

監査対象団体は、多様化する市民のニーズや社会の要請に応え、いずれも公益性の高い事業を実施していることから、安定的な運営により事業を

継続することが求められます。しかし、いずれも事業の実施に関して、法令等による許認可を受ける必要はなく、任意で事業を開始することができます。

したがって、その運営内容について指導・監督を行う官公庁もないことから、特に安定的な運営が可能かどうかに着目して、監査を実施することとしました。

また、補助金交付所管課においては、秦野市補助金交付規則及び各補助金交付要綱に基づく事務が適正に行われているかを確認しました。

(2) 出資団体

主に次の点に着目し、運営や事務処理が適切に行われているかを監査しました。

- ア 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか
- イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか
- ウ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか
- エ 経営成績及び財政状態は良好か
- オ 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か
- カ 会計経理は適切か
- キ 財産管理は適切か
- ク 資金の運用は適切か
- ケ 経費節減は図られているか

6 監査の方法

監査対象団体等及び補助金交付所管課（こども健康部こども政策課及びこども育成課）並びに土地開発公社所管課（総務部財産管理課）から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、団体等及び所管課から説明の聴取を行うなどの方法により実施しました。

なお、主な確認書類は、次のとおりです。

- ア 補助金交付要綱（出資団体を除く。）
- イ 補助事業実績報告書（ // ）
- ウ 定款等の運営の根拠となる規程
- エ 事務処理の根拠となる規程

オ 事業報告書及び決算書類

カ 人件費等の支給明細

キ 前各号に掲げるもののほか監査の目的を達成するために必要な書類

7 監査の結果

監査の対象とした財政援助団体及び出資団体は、いずれも、おおむね適正な運営及び事務処理が行われていました。

ただし、財政援助団体の経営内容及び補助金の交付事務等に関しては、注意が必要な点が見受けられましたので、「第3 事業者単位での評価と意見」において、意見を付しました。

第2 監査対象財政援助団体等の概要

1 秦野市から交付される補助金の概要

(1) 放課後児童健全育成推進事業費補助金

この補助金は、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業を行うもののうち、秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例に基づく基準を満たしているものに対し、神奈川県が定める基準に基づき算定した補助金を交付するものです。

なお、財源は、国庫 1/3、県費 1/3、市費 1/3 となります。

秦野市放課後児童健全育成推進事業費補助金交付要綱(抄)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（略）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を行うものに対して補助金を交付することについて、秦野市補助金交付規則（略。以下「規則」という。）第19条の規定により必要な事項を定める。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の基準額及び対象経費は、神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱（略）別表放課後児童健全育成事業の部基準額及び対象経費の欄に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、補助基準額と対象経費の実支出（予定）額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額とする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付条件)

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（略）に定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を満たしていること。

(2) 市税等を完納していること。

2 補助金の交付を受けたものが法令の規定若しくはそれに基づく行政庁の命令、処分若しくは規程に違反していると認めるとき又は施設の管理運営

が適正を欠き、かつ、補助の目的を有効に達成することが困難若しくは不可能と認めるときは、その状況に応じ、この要綱の規定による補助金の一部又は全部を交付しないものとする。

児童福祉法(抄)

第6条の3 略

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

(2) 子どもの居場所運営事業費補助金

この補助金は、市内において主に小学1年生から高校3年生までの子どもを対象とした子どもの居場所を1年以上にわたり設置・運営する団体に対し、事業費の一部を補助するものです。

なお、令和5年度までは1団体当たり限度額2万円でしたが、令和6年度から5万円に改定されています。

秦野市子どもの居場所運営事業費補助金交付要綱(抄)

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来を担う子どもたちの健やかな成長を促進させる環境づくりを目的に、本市内において子どもの居場所を運営する市民団体に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することについて、秦野市補助金交付規則（略。以下「規則」という。）第19条の規定により必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 本市に居住し、又は住民基本台帳法（略。以下「法」という。）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている小学校1年生から高校3年生までの者をいう。
- (2) 子どもの居場所 保護者が就労等により家庭に不在であるため又は地域とのつながりの希薄化のため子どもが陥っている「孤独」・「孤立」の状態を改善するとともに、子どもを対象とした「遊び・交流、見守り

活動」、「地域住民とのふれあい」等を通じて子どもの豊かな人間性及び社会性を養うことを目的に開設される場をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件の全てを満たす市民団体とする。

- (1) 次条に定める補助対象事業を、本市内において、当年度の4月1日前から実施している実績を有し、かつ、当年度以降において1年以上継続して実施する意思及び計画があること。
- (2) 団体の構成員が3名以上であること。
- (3) 政治的又は宗教的活動を行うことを目的としていないこと。
- (4) 営利を目的とする活動を行わないこと。
- (5) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (6) 市税等を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、当年度に実施する子どもの居場所の運営事業で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 定期的を開催し、かつ、8回以上実施する計画があること。
- (2) 参加者は、子どものみならず、次に掲げる者の参加ができるものとする。

ア 未就学児（居住地等は問わないが、保護者の付添いを条件とする。）

イ 本市外に居住し、又は法の規定により本市外の住民基本台帳に記載されている者であって、本市内にある学校に通学する小学校1年生から高校3年生までのもの

ウ 保護者

エ 地域住民

- (3) 食事若しくは食品等の提供又は学習の支援を可能な範囲内において実施すること。
- (4) 食事の提供を実施するときは、子ども（第2号ア及びイに掲げる者を含む。以下同じ。）には無料又は低額（一食につき100円程度）で、栄養バランスのとれたものを提供すること。ただし、参加者から食材等

の実費相当額を徴収する場合を除く。

- (5) 食事の提供を実施するときは、保健福祉事務所にその旨を申し出て、確認及び必要に応じた指示を受けること。
- (6) 子どもとの「遊び・交流、見守り活動」を実施するとともに、悩み事等の相談に対応できる体制をとり、必要に応じて行政等の相談機関と連携すること。
- (7) 子どもが安全・安心に過ごせるよう実施場所の安全点検を行うとともに、子どもの行動を常に観察し、危険回避に努めること。
- (8) 子どもが幅広く参加できるよう、積極的な広報活動を行うこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要となる次に掲げる経費の合計額とする。ただし、実費相当額を参加者から徴収した経費その他補助対象経費とすることが適当でないと認めるものを除く。

- (1) 消耗品費
- (2) 食材費
- (3) 印刷製本費
- (4) 保険料
- (5) 会場使用料

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1団体当たり1年度につき20,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助対象となった学童保育教室の概要

所管課から提出された補助金交付関係書類からまとめた令和5年度における運営状況は、表1のとおりです。

なお、事業者に対する誹謗、中傷、風評被害などが及ぶことを防ぐとともに、保護者に対していたずらに不安を与えないようにするため、事業者名はアルファベットの符号で表しています。

19 教室を合わせて月平均約 432 名の児童が在籍し、年間の平均開所日数

は、平日 243 日、土日 51 日を合わせて 294 日となっています。

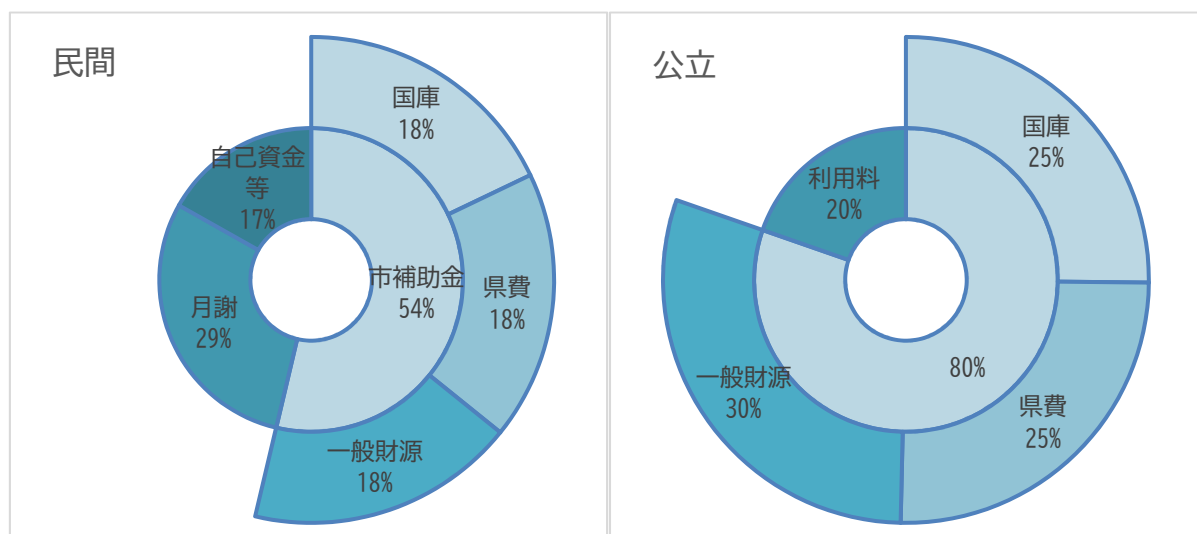
また、事業者が運営に要した支出は、合計約 2 億 238 万円(児童一人当たり約 47 万円(337,000～892,991 円/人))となり、内訳の構成比を見ると、社会保険料を含む人件費が約 61%を占め、リース代や家賃の約 15%を合わせると、約 76%が固定的経費となっています。

これに対して収入は、最も多くを占めるのは、全体の約 54%に当たる秦野市が交付した補助金約 1 億 869 万円(児童一人当たり約 25 万円(222,968～356,000 円/人))であり、次いで約 29%に当たる保護者から徴収された月謝約 5,965 万円(児童一人当たり約 14 万円(86,143～195,368 円/人))となっています。支出に対し収入が不足する分を補填する自己資金等は、約 17%に当たる約 3,405 万円となっています。

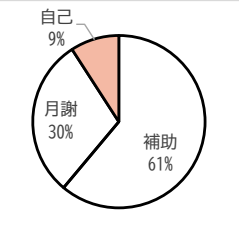
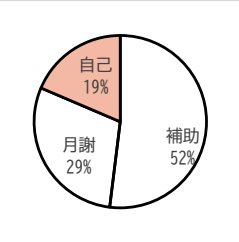
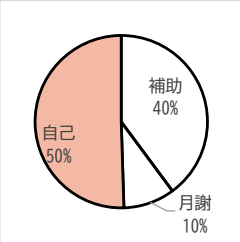
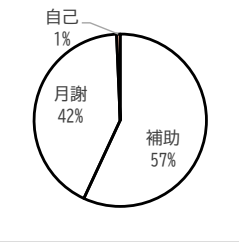
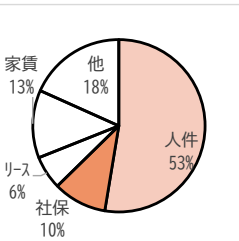
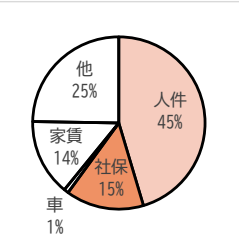
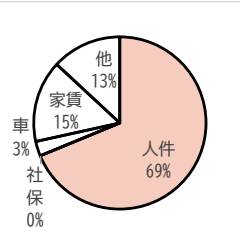
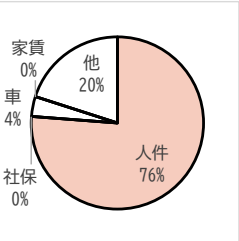
参考までに、公立の学童保育教室では、令和 5 年 4 月 1 日現在で 1,090 人の児童が在籍し、令和 5 年度における管理運営費は約 2 億 8,206 万円(児童一人当たり約 26 万円)であり、一人当たりの額は、民間の教室の半分程度となっています。また、月謝に当たる児童ホーム利用料収入は、約 5,549 万円(児童一人当たり約 5 万円)となり、一人当たりの額は、民間のおよそ 3 分の 1 程度となっています。

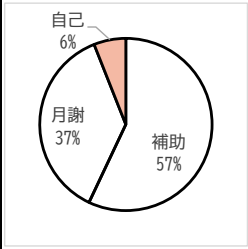
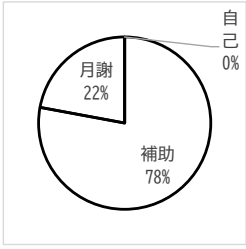
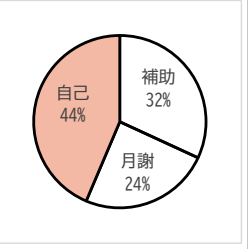
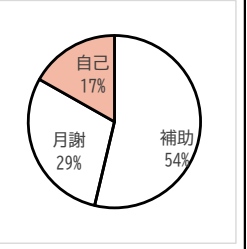
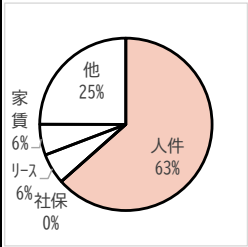
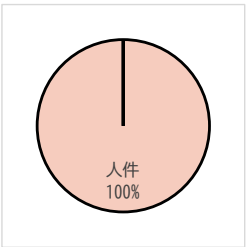
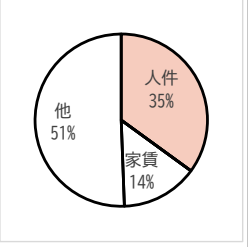
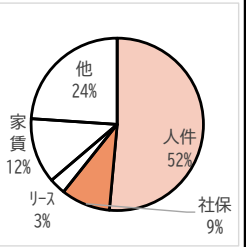
なお、放課後児童健全育成事業に要する費用は、国、県、市が 3 分の 1 ずつを負担する仕組みとなっています。運営財源の構成比を国、県の負担分も含めて比較すると、民間に対する市の一般財源の負担は約 18%、公立では約 30%となっています。(図 1)

図 1 放課後児童教室の運営財源の構成



表Ⅰ 補助対象学童保育教室の運営状況

事業者		A	B	C	D
在籍児童数(月平均)		152.79人	173.49人	8.75人	18.33人
開所日数	平日(A)	243日	244日	243日	244日
	土日(B)	57日	57日	13日	50日
	休業中	49日	49日	39日	46日
	延長預かり	300日	299日	256日	294日
	計(A+B)	300日	301日	256日	294日
収入(円)	市補助金	37,030,000	44,686,000	3,115,000	4,087,000
	月謝	18,043,990	25,313,000	753,750	3,044,130
	自己資金等	5,539,641	16,003,938	3,944,919	49,028
	計	60,613,631	86,002,938	7,813,669	7,180,158
	構造				
支出(円)	人件費	31,893,885	39,051,357	5,374,618	5,472,415
	社会保険料等	6,097,605	12,578,770	0	0
	リース・車費用	3,813,215	749,356	216,480	267,684
	家賃・地代	7,711,620	12,350,500	1,200,000	0
	その他	11,097,306	21,272,955	1,022,571	1,440,059
	計	60,613,631	86,002,938	7,813,669	7,180,158
	構造				
児童一人当コスト		396,712円/人	495,723円/人	892,991円/人	391,716円/人
児童一人当補助金		242,359円/人	257,571円/人	356,000円/人	222,968円/人
児童一人当月謝		118,097円/人	145,905円/人	86,143円/人	166,074円/人

事業者		E	F	G	計 (開所日数は平均)
在籍児童数(月平均)		47.91人	10.00人	20.92人	432.19人
開所日数	平日(A)	244日	240日	243日	243日
	土日(B)	55日	49日	11日	51日
	休業中	40日	43日	40日	47日
	延長預かり	299日	289日	254日	294日
	計(A+B)	299日	289日	254日	294日
収入(円)	市補助金	11,824,000	2,626,000	5,318,000	108,686,000
	月謝	7,660,098	744,000	4,087,100	59,646,068
	自己資金等	1,244,638	0	7,269,782	34,051,946
	計	20,728,736	3,370,000	16,674,882	202,384,014
	構造				
支出(円)	人件費	13,155,408	3,370,000	5,837,858	104,155,541
	社会保険料等	0	0	0	18,676,375
	リース・車費用	1,194,600	0	0	6,241,335
	家賃・地代	1,200,000	0	2,404,620	24,866,740
	その他	5,178,728	0	8,432,404	48,444,023
	計	20,728,736	3,370,000	16,674,882	202,384,014
	構造				
児童一人当コスト		432,660円/人	337,000円/人	797,078円/人	468,276円/人
児童一人当補助金		246,796円/人	262,600円/人	254,207円/人	251,477円/人
児童一人当月謝		159,885円/人	74,400円/人	195,368円/人	138,009円/人

3 補助対象となった子どもの居場所の概要

所管課から提出された補助金交付関係書類からまとめた令和5年度における運営状況は、表2のとおりです。

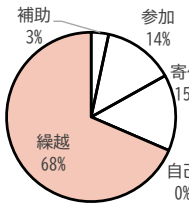
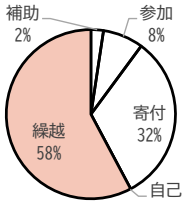
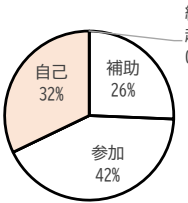
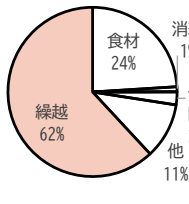
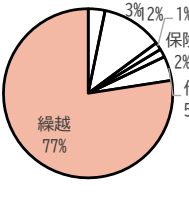
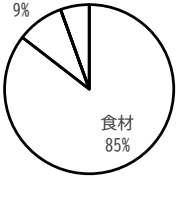
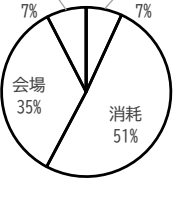
なお、学童保育教室と同様の理由により、事業者名はアルファベットの符号で表しています。

活動回数は、最も少ない事業者では月1回程度、最も多い事業者で月3回程度となり、1回あたりの平均参加者数は、4.4～49.9人と開きがあります。食事の提供を行っているのは、3事業者です。

活動場所は、すべての事業者が公共施設を利用していますが、うち2事業者は会場使用料を支払っています。

また、年間の活動費用は、7.8～22.7万円となり、繰越金を持つのは2事業者、支出に対して不足する収入を自己資金により補っているのは2事業者となっています。

表 2 補助対象子どもの居場所の運営状況

事業者	a	b	c	d
延べ参加者数(年間)	805人	1,198人	165人	179人
子ども	673人	681人	113人	179人
大人	132人	517人	52人	0人
延べ従事者数(年間)	178人	222人	58人	93人
実施回数(年間)	20回	24回	13回	41回
実施場所	公共施設	公共施設	公共施設	公共施設
食事の提供	あり	あり	あり	なし
収入(円)	市補助金	20,000	20,000	20,000
	参加費	80,900	64,200	32,900
	寄付金・助成金	87,000	267,004	0
	自己資金等	2	0	25,046
	当期収入計	187,902	351,204	77,946
	前期繰越金	409,055	480,509	0
	計	596,957	831,713	77,946
支出(円)	構造			
	食材費	143,284	26,872	66,622
	消耗品・印刷製本費	5,787	96,868	7,044
	会場使用料	0	12,000	0
	保険料	14,873	13,110	0
	その他	63,484	38,624	4,280
	事業費計	227,428	187,474	77,946
支出(円)	次期繰越金	369,529	644,239	0
	計	596,957	831,713	77,946
	構造			
	参加者一人当たりコスト	283円/人	156円/人	472円/人
	参加者一人当たり補助金	25円/人	17円/人	121円/人
	構造			
	参加者一人当たりコスト	283円/人	156円/人	472円/人
	参加者一人当たり補助金	25円/人	17円/人	121円/人

第3 事業者単位での評価と意見

1 放課後児童健全育成推進事業費補助金交付団体

評価と意見は、補助金交付関係書類及び各事業者から提出された決算関係書類のほか、必要に応じて次の二つのサイトで公表されている過去の決算書類の内容も調査し、作成しました。

NPO 法人ポータルサイト

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

<https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do>

(1) 事業者A

事業者Aから秦野市に提出された令和5年度の補助事業実績報告書では、支出の合計は60,613,631円ですが、これに対する収入は、市補助金37,030,000円、月謝18,043,990円の合計55,073,990円であり、不足する5,539,641円には自己資金等が充てられています。

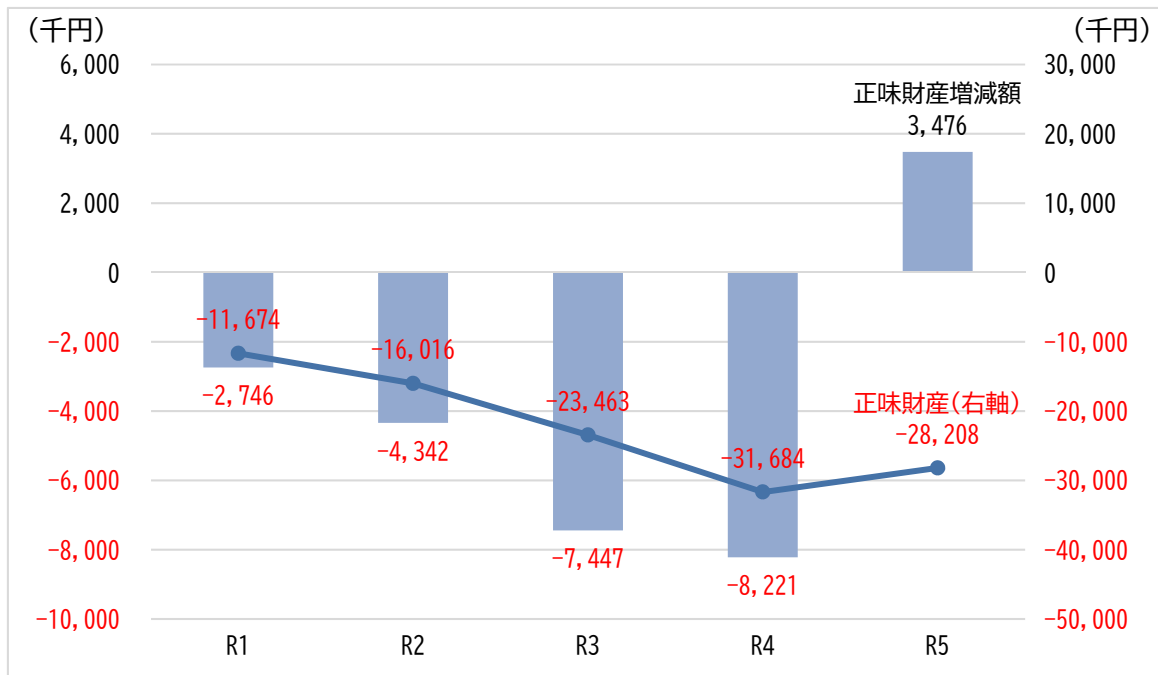
また、事業者Aの令和5年度決算報告書によると事業収益27,219,880円が計上され、月謝との差額は9,175,890円であることから、事業者は、補助対象事業以外の事業も行い、収益を得ていることが分かります。

この収益により学童保育事業の赤字が補填され、なおかつ、事業者Aの事業全体の経営も安定しているのであれば、問題はありません。

そこで、事業者Aの財務状況を確認するために、令和元年度からの5年間の正味財産の推移を調査しました。（図2）

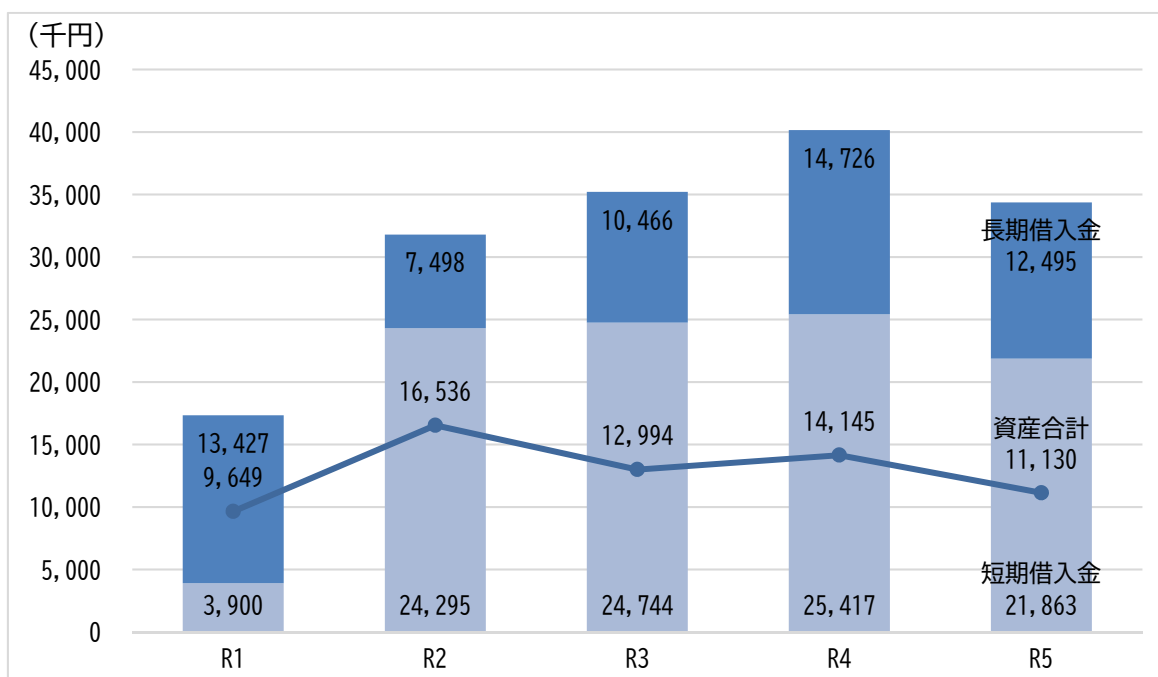
令和元年度から4年度の間、正味財産が減少(事業全体の収支が赤字)を続け、令和5年度に増加(事業全体の収支が黒字)に転じたものの、令和5年度末における正味財産は、△28,208,029円となっています。

図 2 事業者 A の正味財産の推移



また、合わせて資産合計と借入金残高の推移も調査しました。（図 3）
 いずれの年も借入金残高は、資産の合計額を上回っています。中でも令和 2 年度から短期借入金（1 年以内に償還を迎える借入金）が急激に増え、令和 5 年度末では、短期借入金だけで資産合計の 196.4%に当たる額に達しています。

図 3 事業者 A の資産と借入金の推移



このような債務超過の状態が長く続くことは、決して好ましいことではなく、安定したサービスの提供を続けるために、財務体質の強化を図る必要があります。

(2) 事業者B

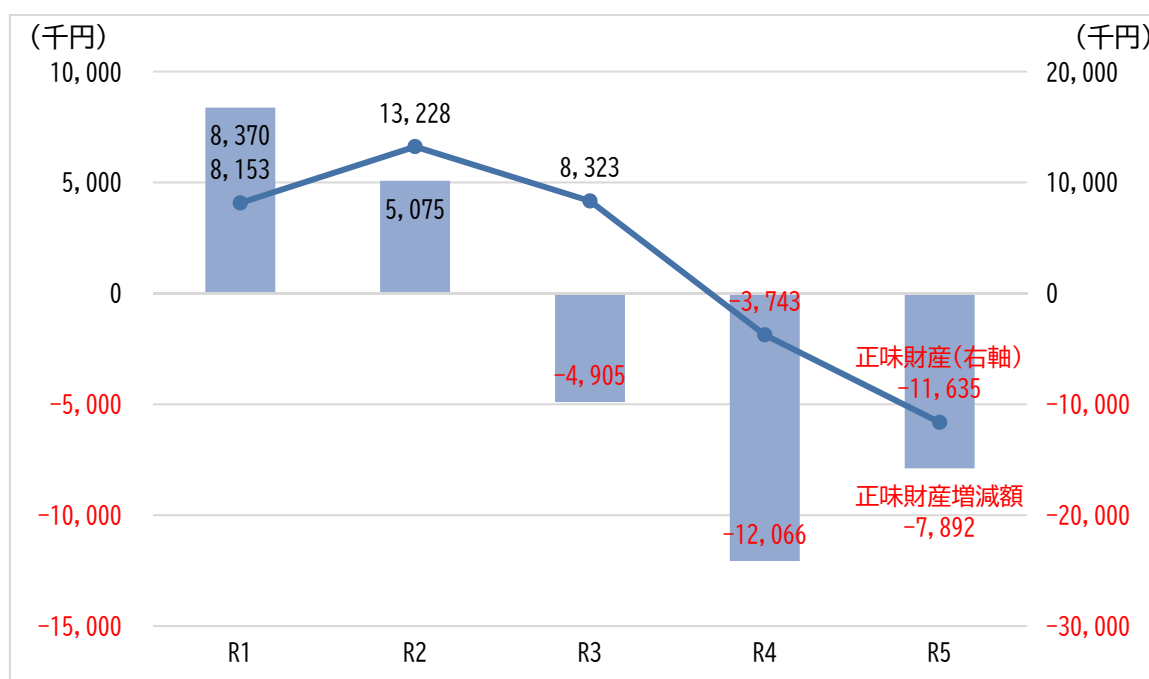
事業者Bから秦野市に提出された令和5年度の補助事業実績報告書では、支出の合計は86,002,938円ですが、これに対する収入は、市補助金44,686,000円、月謝25,313,000円の合計69,999,000円であり、不足する16,003,938円には自己資金等が充てられています。

また、事業者Bの令和5年度決算報告書によると事業収益30,165,800円が計上され、月謝との差額は4,852,800円であることから、事業者は、補助対象事業以外の事業も行い、収益を得ていることが分かります。

しかし、この収益をもってしても学童保育事業の収入不足のすべてを補填することはできません。

そこで、事業者Bの財務状況を確認するために、令和元年度からの5年間の正味財産の推移を調査しました。(図4)

図4 事業者Bの正味財産の推移



令和元年度及び2年度は、正味財産が増加し、令和2年度末における正味財産は1,300万円を超えていました。しかし、令和3年度から令和5年

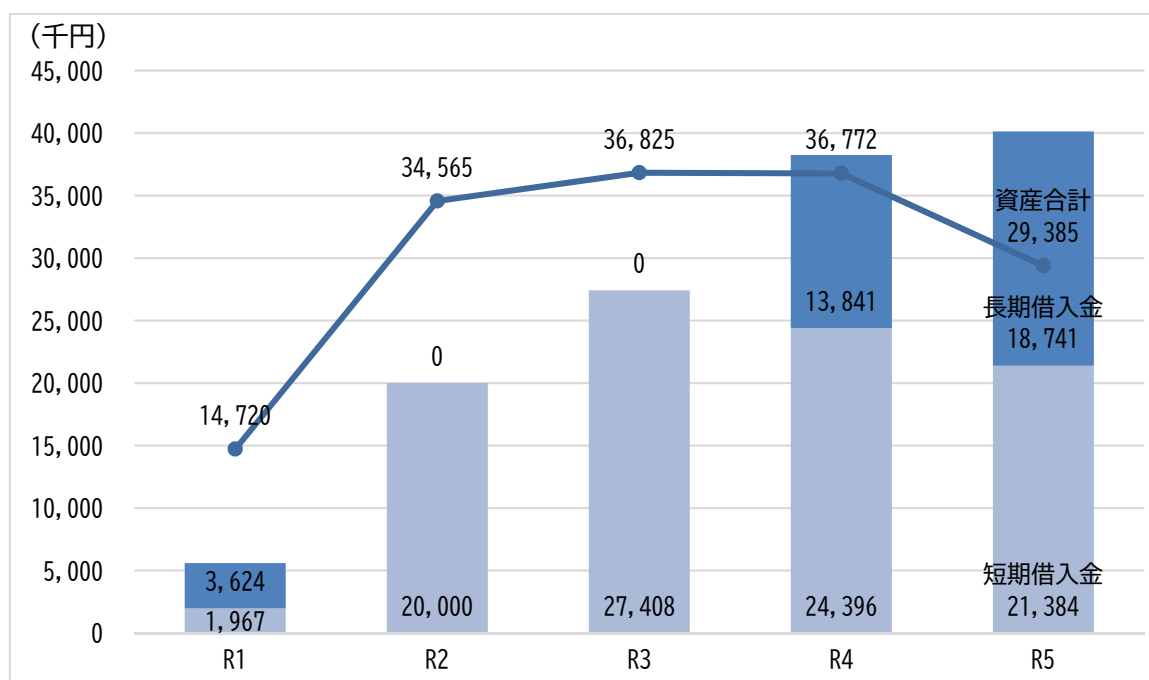
度の3年間は、正味財産が減少を続け、令和5年度末における正味財産は、△11,634,941円となっています。

また、合わせて資産合計と借入金残高の推移も調査しました。（図5）

令和3年度までは、資産の合計は、借入金の残高を上回っていましたが、令和4年度及び5年度は債務超過の状態となっています。短期借入金は、令和元年度は資産合計の13.4%であったものが、72.8%となり、急激に財務状況が悪化しています。

このような債務超過の状態が今後も続いていくことは、決して好ましいことではなく、安定したサービスの提供を続けるために、財務体質の強化を図る必要があります。

図5 事業者Bの資産と借入金の推移



(3) 事業者C

事業者Cから秦野市に提出された令和5年度の補助事業実績報告書では、支出の合計は7,813,669円ですが、これに対する収入は、市補助金3,115,000円、月謝753,750円の合計3,868,750円であり、不足する3,944,919円には自己資金等が充てられています。

また、事業者Cは、補助対象事業以外の事業を行っていますが、決算報告書を確認すると、事業全体でも赤字であり、事業者Cの代表を務める者

からの短期借入金で賄われていることが分かります。

このような状況が続くことは好ましいことではなく、安定したサービスの提供を続けるためには、財務体質の強化を図る必要がありますが、令和6年度には補助金の交付対象となっていないとのことであり、事業は縮小・廃止に向かうものと思われます。

(4) 事業者D

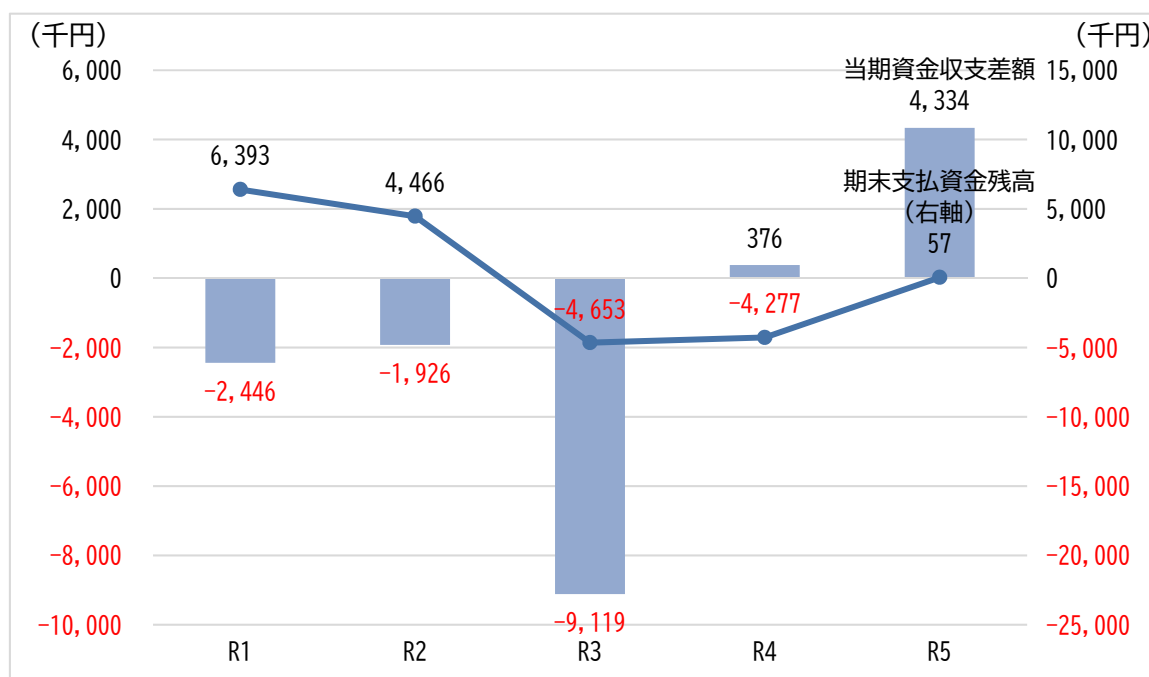
事業者Dから秦野市に提出された令和5年度の補助事業実績報告書では、支出の合計は7,180,158円ですが、これに対する収入は、市補助金4,087,000円、月謝3,044,130円の合計7,131,130円であり、不足する49,028円には自己資金等が充てられています。

自己資金等が充てられている額はわずかですが、事業者Dは、他の事業からの収益も得ており、事業が安定的に行われているかを決算報告書の資金収支計算書により確認しました。（図6）

令和元年度から3年度にかけて収支差額がマイナスとなったことにより、期末資金残高は、令和3年度と4年度においてはマイナスとなりましたが、令和5年度においては持ち直しています。

このまま経営を安定化させることができれば、今後の学童保育事業の運営は問題ないと思われます。

図6 事業者Dの支払資金残高の推移



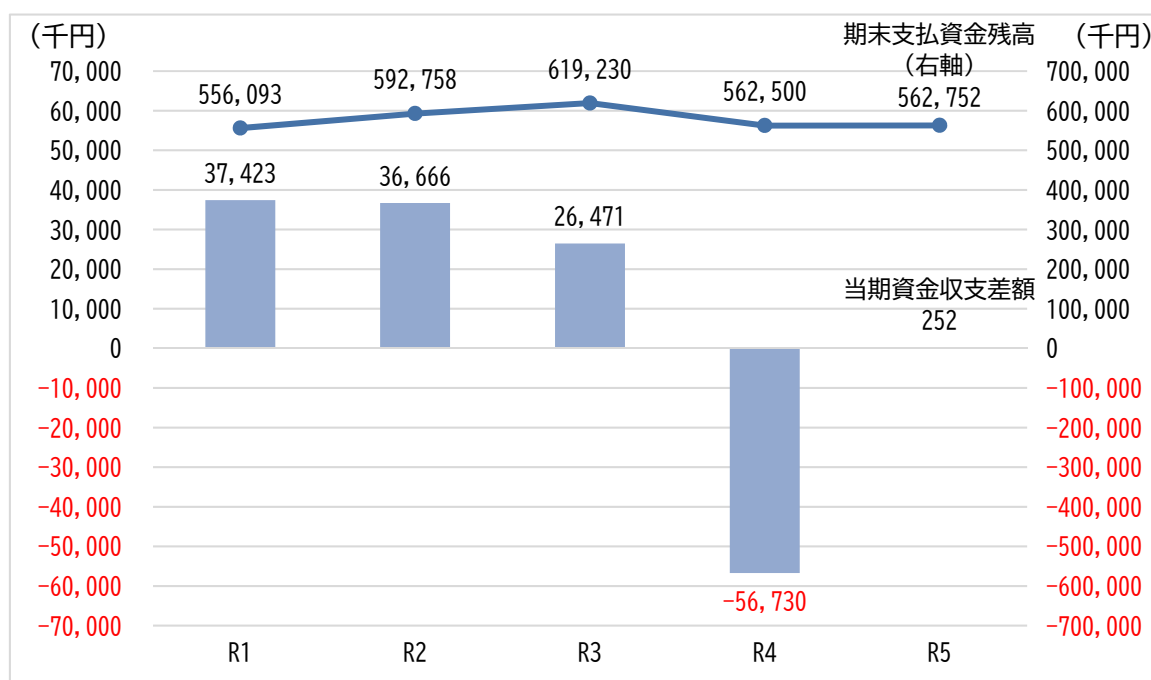
(5) 事業者 E

事業者 E から秦野市に提出された令和 5 年度の補助事業実績報告書では、支出の合計は 20,728,736 円ですが、これに対する収入は、市補助金 11,824,000 円、月謝 7,660,098 円の合計 19,484,098 円であり、不足する 1,244,638 円には自己資金等が充てられています。

事業者 E は、他の事業からも収益を得ており、自己資金等には、その収益の一部が充てられていると思われるため、事業が安定的に行われているかを決算報告書の資金収支計算書により確認しました。（図 7）

一時的に収支差額がマイナスとなった年度はあるものの、期末の資金残高は他の事業者と比較しても格段に多く、今後の学童保育事業の安定的な継続が不安視される問題はないと思われます。

図 7 事業者 E の支払資金残高の推移



(6) 事業者 F

事業者 F から秦野市に提出された令和 5 年度の補助事業実績報告書では、支出の合計は 3,370,000 円、これに対する収入は、市補助金 2,626,000 円、月謝 744,000 円の合計 3,370,000 円であり、自己資金等は充てられていないとあります。

しかし、支出の内容は、人件費 3,370,000 円だけの記載ですが、それ以

外の経費が掛からないことはあり得ません。こうした実績報告が運営の実態を正しく反映しているとは思えず、今後の運営に関する問題の有無についても確認することはできません。

また、補助金の過大請求につながるものではありませんが、こうした実績報告に対し訂正を求めず、補助金を交付したことは、適切な処理であったとはいえません。

なお、支出を正しく報告すれば補助金の交付額も増え、財務体質の改善による経営の安定化につながるにもかかわらず、実態を正しく表した報告が行われていません。また、今回の監査に当たり提出を求めた決算関係の書類についても、紛失を理由に提出がありませんでした。

事業者Fは、税金によって補助金が交付されていることを再認識し、意識を改める必要がありますが、令和6年度には補助金の交付対象となっていないとのことであり、事業は縮小・廃止に向かうものと思われます。

(7) 事業者G

事業者Gから秦野市に提出された令和5年度の補助事業実績報告書では、支出の合計は16,674,882円ですが、これに対する収入は、市補助金5,318,000円、月謝4,087,100円の合計9,405,100円であり、不足する7,269,782円には自己資金等が充てられています。

しかし、事業者Gは、補助対象事業以外の事業も行っており、決算報告書を確認したところ、事業全体でも赤字は計上されておらず、この状態が続くのであれば、学童保育事業の安定的な継続に関し、問題はないと思われます。

2 子どもの居場所運営事業費補助金交付団体

評価と意見は、補助金所管課から提出された補助金交付関係書類を調査し、作成しました。

(1) 事業者a

前年度からの繰越金収入の額は409,055円であり、収入全体の約69パーセントを占めています。また、次年度への繰越金は、369,529円となり、現在の事業規模であれば、安定的な事業の継続が可能であるとともに、担い手を確保できれば、事業の拡大も可能と思われます。

なお、次年度への繰越金は、前年度より縮小してはいますが、現在の財

務状況では、秦野市からの補助金が事業の維持・継続に果たす役割は、非常に小さなものとなっています。

(2) 事業者b

前年度からの繰越金収入の額は 480,509 円であり、収入全体の約 58 パーセントを占めています。また、次年度への繰越金は、さらに 163,730 円増えて 644,239 円となり、現在の事業規模であれば、安定的な事業の継続が可能であるとともに、担い手を確保できれば、事業の拡大も可能と思われます。

なお、秦野市からの補助金以外にも、事業費を上回る額の助成や寄付を民間団体から受けるとともに、繰越剰余金が前年度よりさらに増えている現在の財務状況では、秦野市からの補助金は、事業の維持・継続に対してまったく効果を発揮していません。

(3) 事業者c

秦野市からの補助金及び利用者からの参加費だけでは、事業費を賄うことができず、自己資金により赤字が補填され、その額は、25,046 円となっています。

しかし、今年度から補助限度額が2万円から5万円に増額されたことにより、現在の事業規模であれば、自己資金を充てる必要はなくなるため、安定的な事業の継続が可能と思われます。

(4) 事業者d

秦野市からの補助金及び利用者からの参加費だけでは、事業費を賄うことができず、自己資金により赤字が補填され、その額は、45,831 円となっています。

しかし、今年度からの補助限度額の増額により、自己資金を充てる額も縮小されることから、現在の事業規模であれば、安定的な事業の継続が可能と思われます。

3 総括的意見

(1) 放課後児童健全育成推進事業費補助金

民間が運営する学童保育教室は、公立では実施していない送迎をはじめとする独自サービスの実施などにより、保護者の多様化するニーズに応え

るための選択肢の一つとなり、今や放課後児童健全育成事業における重要な役割を果たしています。

しかし、今回の監査に伴う調査の結果、現状のままでは事業の継続性が不安視される財務体質にある教室も散見されました。在籍児童数が多い教室が急に閉鎖されれば、在籍児童は公立に移動せざるを得ず、公立の保育環境の悪化を招くことにもつながりかねません。

学童保育教室の設置及び運営は、許認可制ではなく任意であり、経営内容を指導監督する官公庁は存在しません。そのため、財務体質が悪化している学童保育教室においては、まずは事業者自らが、教室を設置し児童を受け入れた責任において、最大限の経営努力を行い、財務体質の改善に努める必要があります。また、秦野市としても、補助金を交付し、共に秦野市における放課後児童健全育成事業を実施している立場において、事業者との対話を続け、財務体質の改善を求める努力を怠らないことを期待します。

(2) 子どもの居場所運営事業費補助金

公益性の高い事業について、公的な支援を受ける以前から、ボランティアにより実施、運営し、事業を軌道に乗せた関係者には最大限の敬意を払います。

しかし、補助金額をはるかに上回る繰越金がある場合、事業規模が維持されるのであれば、補助金の交付を休止又は減額すべきと考えます。

これにより生まれる財源は、赤字となっている子どもの居場所運営団体の赤字解消に充てる、あるいは、事業を拡大する団体への増額に充てるなど、メリハリのある補助制度とすることにより、限られた予算の中で、補助金の効果が最大限に発揮できることとなります。

なお、補助金額を大きく上回る繰越金を持つ団体等に対する補助金の交付を休止又は減額することは、本補助金に限ったことではなく、全庁的に徹底すべきであることを申し添えます。

また、すべての事業者が公共施設を会場としていますが、使用料の扱いが異なっているため、秦野市として統一する必要があると考えます。